

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した指定避難所の整備に関する研究
—兵庫県内41市町への調査を通して—

会員種別 ○木作尚子 1*
会員種別 大西一嘉 2**

災害時要配慮者 指定避難所 新型コロナウイルス感染症
自治体 収容可能人数 避難スペース

1. はじめに

2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、コロナ禍）に伴い、各自治体では指定避難所における感染症対策を進めている。兵庫県内においては、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン～感染症と災害からのちと健康を守るために～」(2020年6月1日策定、2020年6月16日改訂)を策定し¹⁾、兵庫県内の自治体の防災職員向け研修会を実施²⁾している。

2. 目的と方法

本研究では、コロナ禍に対応した避難所開設・運営に関して、兵庫県内の自治体としての取り組み状況を把握し、避難所の更なる整備への課題や工夫等を明らかにするとともに、その中で要配慮者対応について考察することとした。

2020年9月から11日にかけて、兵庫県内41市町を対象にアンケート調査を実施した(表1)。全市町から回答が得られた。

表1 調査の概要

対象	兵庫県内41市町
実施期間	2020年9月～11月
有効回答数	41市町
有効回答率	100%

3. 結果

3.1 収容可能人数について

コロナ禍における指定避難所の収容可能人数(図1)について、約6割の自治体で見直している。「予定はない」としているのは1割強となっている。

収容可能人数を確保するための工夫(図2)としては、「小中学校等の教室を使用」「指定避難所ではない公共施設を使用」が3割強と多くなっている。その他は「間仕切

りを設置」することで避難者の間隔を狭めて多くの方を受入れるようにしている、「高校」や「宿泊施設」で受入が出来るように指定・協定を締結する、「在宅避難」や「分散避難」を呼びかけるといった工夫などが見られた。

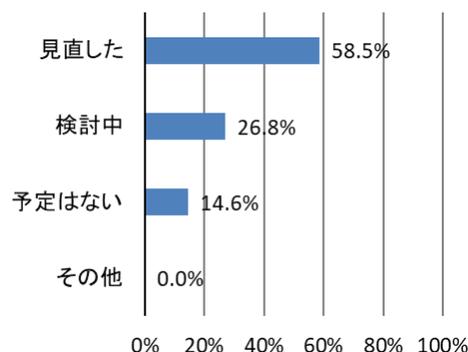


図1 指定避難所の収容可能人数の見直し

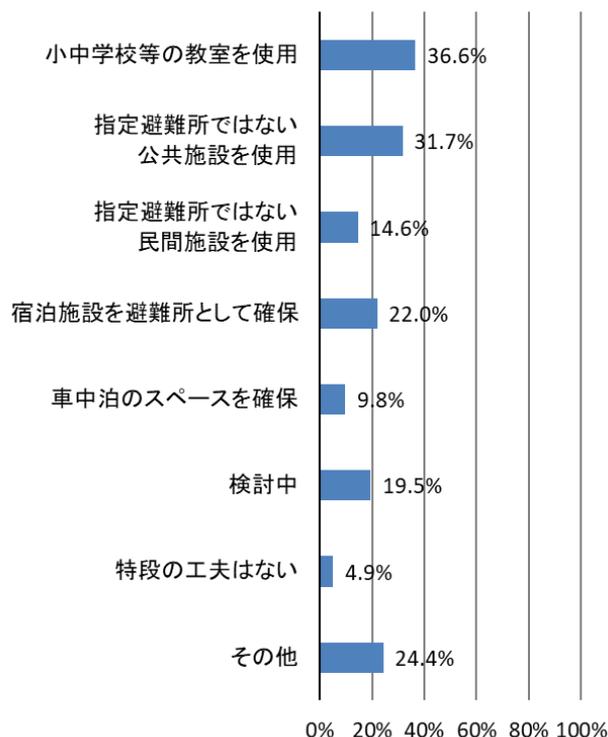


図2 収容可能人数を確保するための工夫

3.2 避難スペースについて

指定避難所内の要配慮者に対応するための「福祉避難室」の設置を予定している自治体は約半数にとどまっている（図3）。

一方で、コロナ禍の対応として避難所内に「体調不良者用スペース」の設置を予定しているかについて、「設置予定」が約8割となっている（図4）。

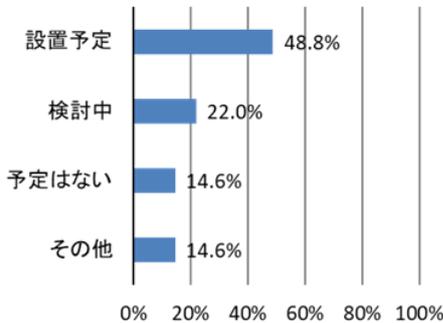


図3 「福祉避難室」の設置予定

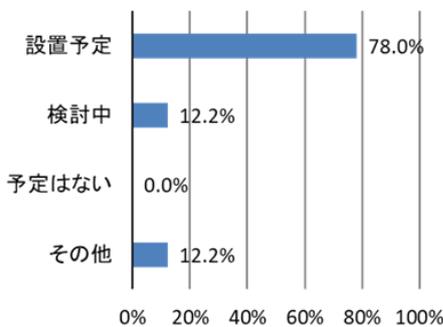


図4 体調不良者用スペースの設置予定

3.3 要配慮者の支援について

介助が必要な要配慮者が体調不良の場合、その要配慮者と家族と一緒に体調不良者用スペースに入ると考えている自治体が8割弱と多い（図5）。その他は「要配慮者の状況に応じて対応」が多く、「福祉避難所への移動」との回答が2自治体である。

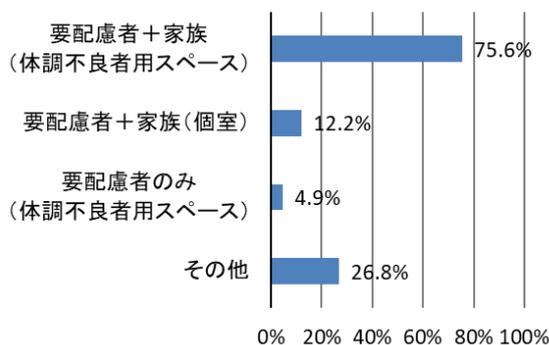


図5 要配慮者が体調不良の場合の受入スペース

4. まとめ

4.1 収容可能人数の見直しと工夫

コロナ禍において、ソーシャルディスタンスを保つために収容可能人数を見直した自治体が過半数を占めていた。見直したことで指定避難所での収容可能人数が減少するため、「在宅避難」や「分散避難」を呼びかけることや、「小中学校等の教室を使用」「指定避難所ではない公共施設を使用」「宿泊施設を避難所として確保」する等での対応を想定している自治体が見られた。感染症予防のためのソーシャルディスタンスを確保することで、一人当たりの面積や通路が明確となり、避難所における生活環境が改善されることが期待できるが、避難空間の確保に苦慮している自治体が見られることや、宿泊施設など新たに確保している空間への避難距離が延びる可能性があることが課題として残される。

4.2 指定避難所内の空間の配慮

「体調不良者用スペース」の設置は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まって1年以内に約8割の自治体で予定しているのに対し、「福祉避難室」の設置を予定している自治体は未だ約半数にとどまっていた。今後、感染症を防ぐ対応のみならず、要配慮者が避難所内で生活できる空間配慮も合わせて検討していくことが求められる。

4.3 体調不良の要配慮者対応

8割弱の自治体で、介助が必要な要配慮者が体調不良の場合は家族とともに体調不良者用スペースに入るとを想定していた。また、「福祉避難所へ移動」と回答した自治体も見られるが、福祉避難所として福祉施設と協定締結している自治体では、安易に体調不良者を福祉避難所へ移送することが困難と考えられる。福祉施設以外の福祉避難所も検討しておくとともに、福祉避難所での体調不良者対応についても十分に検討しておくことが望ましい。

また、本研究では「要配慮者」が体調不良の場合を問うたが、「要配慮者の家族」が体調不良の場合の要配慮者対応についても大きな課題を残している。

参考文献

- 1) 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課：新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン～感染症と災害からいのちと健康を守るために～（第2版），2020年6月1日策定，2020年6月16日改訂
- 2) 毎日新聞：新型コロナ ガイドライン手順確認 神戸で避難所運営研修会 / 兵庫，2020年6月25日記事

*人と防災未来センター 博士（工学）

* Disaster Reduction and Human Renovation Institution, Ph.D.

**神戸大学大学院 博士（工学）

** Graduate school of Engineering, Kobe Univ., Dr. Eng.